

館林都市計画道路の変更（３・５・８３号熊谷邑楽線の決定及びほか１路線の変更）
に係る県見解について

1. 公聴会概要

- 日時：令和８年７月１６日(木) 午後２時から午後２時３０分
- 場所：館林土木事務所大会議室
- 公述人：２名
- 傍聴人：１０名

2. 公述意見に対する都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 従来の県道に対しての拡幅工事の工法としてどの様に行う予定であるか。 2. 工事中の渋滞対策、通学時間帯などの学生児童の安全対策、近隣住宅への振動・騒音等の対策をどの様に考えているか。 3. 道路の最大制限速度はどの様に考えているか。 4. 道路拡張による住宅用地購入補償や小売店、農業への補償についてどの様に考えているか。 5. 道路建設により、利根川決壊の際、邑楽町への影響についてどの様に考えているか。 6. 災害時の臨時航空機滑走路利用はあるか。 7. 道路わきの電柱を工事中どの様にするか。地中化はあるか	３・５・８３号熊谷邑楽線の計画案については、地域の方の意見、要望を踏まえ、複数のルート案を比較検討しているため、県原案のままとする。 なお、都市計画決定の内容と直接関係のない道路事業に関する事項については、別添の事業者見解のとおり。

8. 子供に最適な育児や家族の介護等を考慮して新築した住宅であり、転居には経済的・心身の大きな負担となるため転居を伴わない代替案を再検討いただきたい。 9. 利根川新橋建設は北関東における広域的な経済圏としての発展や災害時の避難など地域のポテンシャルを向上させるとあるが、地元の地域コミュニティの分断や喪失が起こるのではないか。 10. 再検討の結果住居の立ち退き要請をするのであれば、住居確保や引っ越し費用など、生活再建に見合う正当な補償を要望する。また、一方的な期限設定ではなく、こちらの生活状況を配慮した移転期間の確保を要望する。残された土地は狭小、変形地となり活用が見込めないため、全面買収又は残地補償を要望する。	
--	--